

京都市南部区画整理事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第183号

京都市南部区画整理事務所規則の一部を改正する規則

京都市南部区画整理事務所規則の一部を次のように改正する。

「管理係長	「庶務係長	
補償係長	「第三・第四地区事業係長	
第2条第1項中 工事係長	を 第五地区事業係長	に改める。
計画換地係長」	維持管理係長	」

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)